

飯能市章の成り立ち—公募で作った町のしるし—

飯能市立博物館 学芸職員 中村 岳

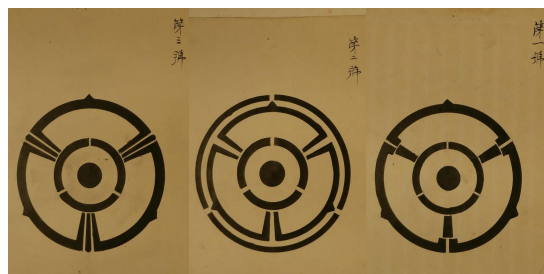
飯能市を表す紋章である市章はマンホールや市ホームページなど、私たちの身近な所で多く使用されています。ではこの紋章はいつ、どのように作成されたのでしょうか。今月は飯能市立博物館で収蔵している「市章関係綴（「募集町紋章」）」（庶務課文書-8）と「「第一種」町紋章制定記事録」（庶務課文書-7）から、市章の成立過程を紐解いてみましょう。

現在の市章が作られたのは、大正 11（1922）年に飯能町章として作成されたことに遡ります。「制定記事録」によれば制定への議論のはじまりは同年 4 月で、町旗の作成や各施設や備品に紋章を記したいことが主なきっかけでした。本格的に動き出したのは 10 月で、当時の金子忠五郎町長の「永遠に使用するものだから、軽々しく制定すべきでない。懸賞の方法で公募とする」との意向から同月 20 日に懸賞募集を発表します。町の由来や地理的条件を表すこと、広く分かりやすいことなどが募集要綱で示されていました。

募集期間は 31 日までの僅か 10 日ほどながら 70 名以上の方から 147 点もの作品が寄せられ、飯能町内だけでなく高麗村や精明村、所沢町の住人からも応募がみられます。作品は町会議員、学校長など 14 名からなる審査委員によって 2 回の審査が行われました。審査の結果、1 等作品は選出せずに選良作品 5 点のうち山口長氏の作品を 2 等、ほか 4 作品を 3 等とすることが決まります。また 1 回目審査後に作成した専門家の修正案を含めて検討したものの、最終案は決まらず、町側でさらに補修した上で町会の議決を以て町章を決定することになりました。そして町長指導の下で修正を重ね最終案として 3 案が完成し（【画像①】参照）、12 月 4 日の町会全委員会での投票で第 1 号作品が選ばれます。その後、本会議での満場一致の可決を経て町紋章として制定され、翌 5 日に告示されました。こうして修正を重ねながら作られた町章は、市制施行や合併の際も引き継がれ、現在でも市章として使用されているのです。

また、「市章関係綴」に残されている町民が作成した公募作品からも、現在市章の源流であった点を確認することができます。特に最上位となった山口長氏の作品からは（【画像 2、3】参照）、真ん中に配する「ハ」と「ン」の構図がほぼ同じであり修正の中で採用されたと考えられます。また「ウ」についても数が 6 から 3 に減っていますが、周りに配置する発想はここから得たといえるでしょう。修正を加えながらも、公募作品が市章の元になっていることがはっきりと分かります。また図案の説明書きには、「ウ」の字で 6 方向を指す「6 指し＝武蔵」を表した発想が記され、地域の地理や歴史を取り入れるユニークな視点がうかがえます。

このように現在私たちが目にしているものには、ここ 100 年ほどの間に形作られたものが多くあります。今夏の「昭和 100 年展（仮）」では、こうした身近な歴史を紹介する予定です。世代によって懐かしさや新たな発見ができると思いますので、お楽しみに！

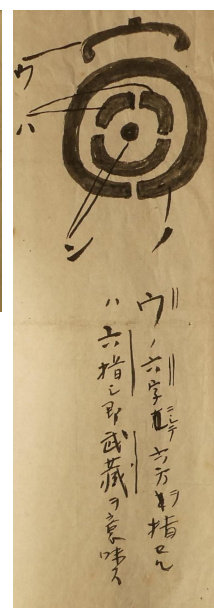


【画像①】最終の 3 案

右の第 1 号案が選ばれた。



【画像②】山口長氏の作品



【画像③】山口長氏の作品説明

【参考文献】

- ・『飯能市史 資料編Ⅳ』（飯能市、1980 年）、122 頁
- ・加藤寛之編・著『第 5 版 飯能現代ご当地資料集』（私家版、2026 年）